

# 都幾川の治水と利水の歴史

10期 郷土学部 A 班



後列左より千代田、柴生田、片岡（リーダー）、熊谷、野澤、山下  
前列左より 石川・長島、江守、新井、山上

## 目 次

- 第1章 テーマ選定理由
- 第2章 都幾川について
- 第3章 洪水・干ばつの歴史
- 第4章 治水
- 第5章 利水
- 第6章 流域の水神信仰
- 第7章 あとがき

## 第1章 テーマ選定理由

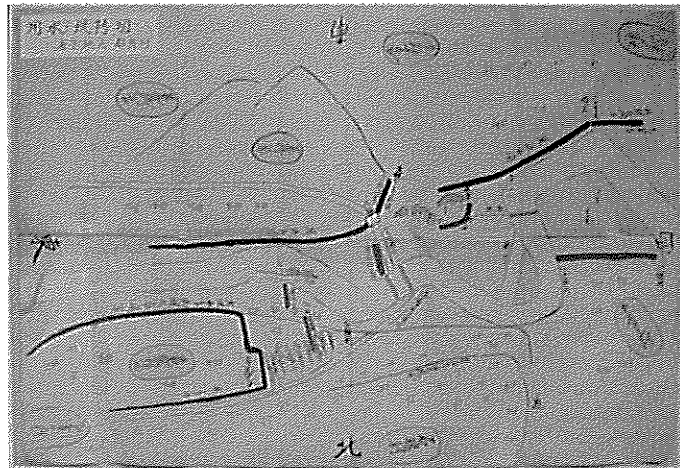
昔から、人々の生活は川と密接な関わりを持ってきた。私たちの故郷である東松山市には、主な一級河川が7つあるが、その中でも都幾川は、埼玉県でも屈指の清流であり市内で最も広い流域耕地面積を誇っている。

(1) この都幾川も日常は穏やかな清流であるが氾濫を繰り返してきた。小説『天の園』にも、流れ橋、淵や明治43年の大洪水の様子が書かれている。また講座の現地見学会で「かすみ堤」「聖牛」などの説明を受けた。

(2) 古文書の講座で葛袋地区の古地図を配布していただき、江戸時代の堤防や用水堰、水車、九頭龍が書かれてあり興味を惹いた。

(3) 一方、都幾川は上流面積が広くないため、大雨が降れば洪水、雨が降らなければ渇水の影響も受けたので、流域には水の神様が多く祀られている。

(4) いままでの課題研究のなかで都幾川は一度も取り上げられていない。



以上のことより郷土学部A班は授業でも取り上げられた都幾川の治水、利水、水の神様について調査してみることとし課題研究テーマとした。

## 第2章 都幾川について

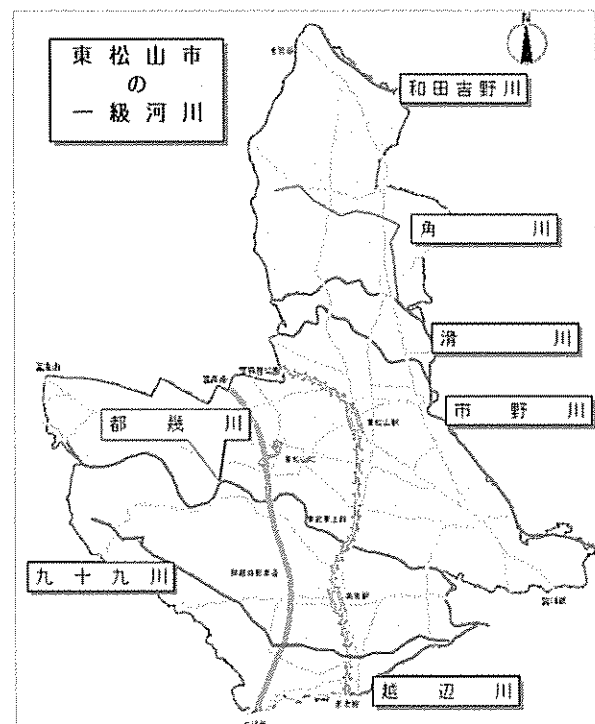
### 1. 市内の河川

市内には荒川支流の一級河川が多く流れている。主なものは北より和田吉野川・角川・滑川・市野川・都幾川・九十九川・越辺川である。

このうち市内の流域耕地面積が最も大きいのが都幾川である。

### 2. 都幾川

都幾川は埼玉県西部を流れる荒川水系の一級河川で、越辺川の支流であり、延長は約30Km、流域面積は162Km<sup>2</sup>に及んでいる。埼玉県の



高篠峠付近を源流とし、ときがわ町、嵐山町、東松山市、川島町を流れ越辺川に合流する。埼玉県でも屈指の清流で、流域に広がる森林は湧水を生み出し、それが豊かな水を育んできた。

また、古くから農業用水の水源としても利用されてきたので、河道には今も取水堰が多く設置されている。取水堰の形式は古典的な斜め堰であり、最近まで筏流しのための通路が設けられていた。取水堰は農業用水の取水を優先していたが、余水を利用して水車も設けられていたようである。

野本村史によれば「其の源を本村の西方本郡平村都幾山に発し東南に流れ菅谷村にて槻川を加えて更に本村の南部を東流遂に本村東南に於て越辺川に落合ふ而して此の河水の氾濫を防ぐ堤塘は延々として実に 4,222 米（一里二町余）に及ぶ」とある。

### 第 3 章 洪水・干ばつの歴史

都幾川はしばしば氾濫した。反面、干ばつの影響も受けた。

近世の洪水の被害の大きかったものとしては明治 43 年 8 月の大洪水・大正 2 年 8 月の大洪水・昭和 22 年 9 月のキャサリン台風などがある。また江戸時代においては洪水・干ばつなどの被害で年貢の減免を願い出ている例がしばしば見られる。

#### 1. 洪水の歴史

##### 1-1. 江戸時代

年貢の減免を願い出ている年が非常に多いが その原因は水害が最も多い。

長雨によるものと、洪水によるものがある。当時の堤防は貧弱で低かった。明治末期でさえ堤防の高さは現在の半分程度であり、また堤防が無いところもあり（上押垂と下押垂の間約 600m など。なお神戸耕地の稲荷橋の上および悪戸－高坂間の都幾川右岸などは今も堤防がない）、下青鳥・上押垂・下押垂・野本・神戸・本宿・悪戸の田はしばしば水害に遭った。堤防の決壊・越水・内部水の排水難もあり上記の村々に加え葛袋・早俣・正代なども洪水に見舞われた。（「東松山市稿」抜粋）

##### 1-2. 唐子村の例

唐子村史によると唐子村では毎年 2－3 回は耕地が冠水し害を受けたとのことである。

#### 唐子村史

本村水害の沿革 本村は都幾川流域村の中央を西より東に流れ南北に両断し年毎初夏より秋分に至る間川水漲溢（ちょういつ）し兩岸の耕地水害を蒙らざりしは殆ど希にして年に二三回は必ず水災に罹るを常とす然れども大洪水の悲惨を蒙ることは近古万延元年申年の洪水大字葛袋字寺前

破堤全部落人家床上浸水全部に至り近くは明治十九年大字神戸字明戸堤破壊耕田凡そ拾町歩口損害を蒙り最近に至り明治四十年の水災は多大の口を損失せり殊に四十三年八月十日以来古今未曾有の大洪水にて全村殆んど七分水冠となり其惨害状況下表に示すか如く是か為め損害を蒙りたる一切の概算額金六万円にして是れ本村住民五百六十餘戸の蒙りたる損害なり  
(注：□は未読文字)

なお「都幾川・越辺川流域の民俗」によれば明治 43 年の水害では奈目曾堤（唐子橋の上流 200m くらいの所）が約 50m 決壊し 2 人が濁流に吞まれて死亡したとのことである。

大正 2 年 8 月 27 日堤防を越した水が葛袋川北地区に流れ込み、床上 1 m という被害をもたらした。その跡が古い家の壁や障子に長く残っていたと言われる。

小説「天の園」では主人公「保（たもつ）」が大洪水で川が溢れ、多くの物が上流から流されて来たのを見たことが記されている。

#### 天の園 [第 2 部] 大洪水 抜粋

大洪水はすさまじいものであった。三日間豪雨がふりつづいて村が水浸しになった。家の前の崖下は 向かいの高本山にかけて一面の泥海となった。都幾川が無くなってしまったのだ。・・「あっ、屋根が流れてきた・・・ムギワラ屋根だ・・・。人が乗っかってる！」・・

### 1-3. 野本村の例

昭和 22 年 9 月のキャサリン台風の記録的降雨の増水により砂塚の堤防（下押垂集落の西側、今の堤防の北側 旧堤防）が決壊し野本公民館前の耕地に濁流が流れ水稻が大被害を受けた。

下青鳥地区の古老によると「都幾川の水が溢れて堤防を越して流れ ながらナイアガラのように恐ろしかったが下流で堤防が切れた（上記の砂塚）ため 減水し越水が止んで堤防の決壊を免れた」とのことである。

この決壊の原因の一つが押垂地区堤外の田に水を引くための樋管（注）の堰を閉め忘れたため、溢れた川水が逆流した為だと言われる。

（注）後述（第 4 章 2. の 2-1）する明治 24 年の堤防閉鎖工事の結果 堤外になった田に水を引くために堤防に樋管を設けた。増水の際に逆流を防止するために堰が設けられていた。

### 1-4. 高坂地区

キャサリン台風について「昭和 22 年 9 月埼玉県水害史」によれば 早俣・正代地区で堤防の決壊が六箇所に及んだとのことである。

昭和 22 年 9 月埼玉県水害誌（埼玉県、1950 年）

9 月 15 日の豪雨は風さえ加わりてもものすごく、本村の北方を流るる都幾川、南方を流るる越辺川は刻一刻増水、消防団員 360 名動員、各要所要所に土俵、粗朶、藁たば、杭木を準備し、防水に努めたのである。中にも村内大字高坂、西本宿、早俣、正代、宮鼻、大黒部、川辺、田木の各地域は、消防団員必死の警備作業が続けられたが、滔々として押寄する濁流は、遂に堤上越水となり、先端民家の床下を襲い、一尺、二尺、三尺と刻々増水、遂に警鐘は乱打され、住民は一斉に避難を開始したのであった。風雨は益々強く、危険はいよいよ切迫、難民の強制叫声、牛馬の嘶声（さいせい）が、入交り暗夜を縫うて聞えてくる無気味さ。

全身ぬれ鼠となって死闘した団員の努力報いられず、遂に左の如く、水魔の爪牙に委ねざるを得なかった。

破壊箇所 大字早俣 三箇所 長さ三間、十五間、一間

大字正代 三箇所 長さ五間、三間、三間

備考 右何れも十五日午後十一時三十分より同四十分頃決壊

## 1-5. その他 明治以後の洪水

明治 19 年（神戸字明戸堤防決壊 耕田損害大なり）、明治 40 年（多大な損失）、大正 12 年（明治 43 年以來の大水、堤防が 30 間も切れた）、昭和 10 年（越辺川堤防の越水あり）、昭和 23 年（前年のキャサリン台風被害の影響により アイオン台風により被害受ける）など。

## 1-6. 最近の大出水

平成 11 年、平成 19 年に大雨による都幾川の水位の上昇や それによる周辺の水の停滞による水稻の冠水があった。

平成 24 年 7 月には大雨で都幾川が増水し、一部の地区に避難勧告が出された（無線放送）。

## 2. 干ばつの記録（主なもの）

（1）宝暦 8 年 干ばつに困った比企郡中の農民が岩殿観音に集まって雨乞いを行った。

（2）明和 7 年 干ばつの為 田植えが土用まで遅れ、野本村では収穫が平年の半分であった。石橋村では用水の水を交代で使用（番水）した。

（3）文政 4 年 多くの農作物が枯れ、米は平年の三分の一くらいしか採れなかった。

（4）嘉永 6 年も干ばつで水を各村で交代で使用（番水）した。

（5）そのほか しばしば水不足があったと思われるが、近年では昭和 30 年昭和 33 年に大干ばつがあった。都幾川の底が見えたとも言われる。

(6) その後も濁水はあったが 近年は田に井戸が掘られ 昔ほど干ばつは問題にされなくなった。

## 第4章 治水

### 1. 江戸時代以前の水難対策

#### 1-1. 人家の配置による

人家は多くは高台にあったが、都幾川の流域には川の増水時に運ばれた土砂で作られた自然堤防上にも多くの人家が存在した。

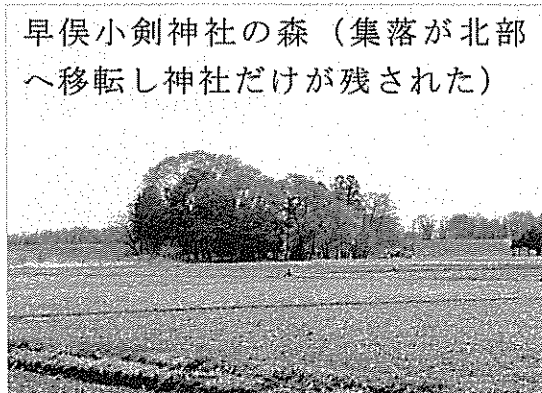
しばしば水害を受ける所にある人家は集落ごと移転（早俣集落は天正年代頃に小剣神社付近から現在地に移転）したり、順次高台へ移転した（悪戸集落は江戸時代から 少しずつ高台へ移転。昭和22年の3戸を以て ほぼ移転が完了した。）。

#### 1-2. かすみ堤

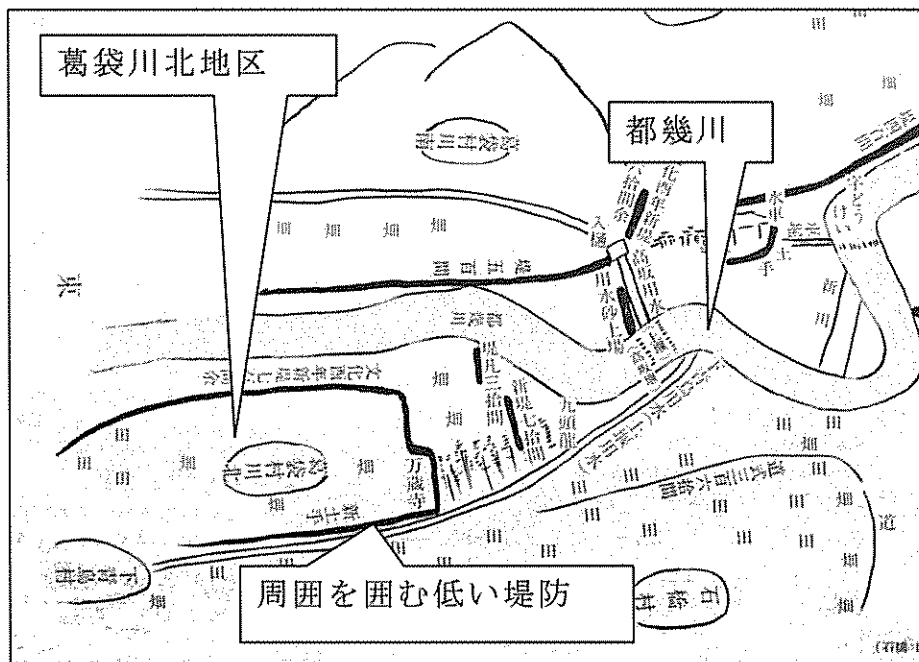
人家や田を護るために堤防が作られたが、濁流により家や田が洗い流されないようにするのが主であった。

葛袋川北集落は上流側を囲む堤防が作られ、下青鳥集落および田を護る堤防、下押垂集落や野本耕地を護る堤防等が作られたが、前者は2尺くらいの高さだったとのことであり いずれも端が開放されており 増水時は家・田とも冠水を免れることは無かった。

早俣小剣神社の森（集落が北部へ移転し神社だけが残された）



悪戸耕地（旧住居跡あたり）、左の堤防際の高木は屋敷林



しかし、それらが流されることを防ぐという機能は果たされただけでなく

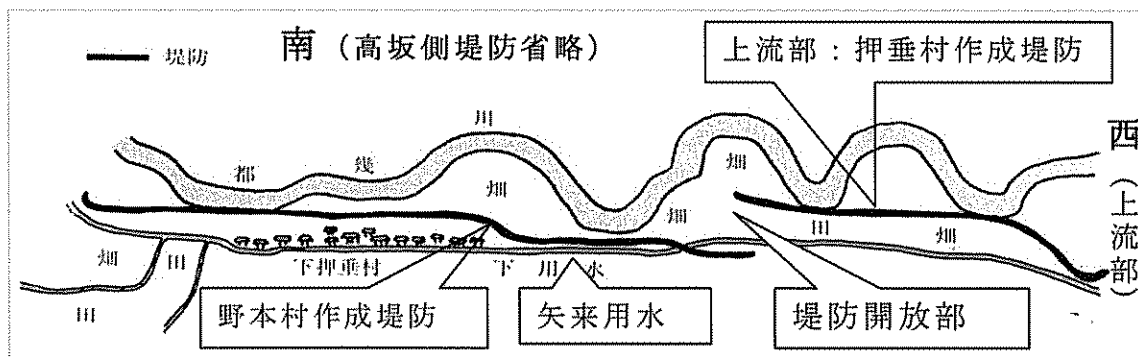
該当地が遊水池としての機能を失わず 下流部の鉄砲水の防止機能も果たしていた。

また、堤防を高くしようとする対岸から苦情が出て【葛袋川北地区の例など】簡単には果たせなかった。堤防の閉鎖も簡単には行えず開放のまま明治時代を迎える。

## 2. 明治から昭和初期

江戸時代は各村の領主が異なり 調整が難しかったが、明治以後は洪水リスクにおいて利害が対立し 事業が一時滞る事もあったが 県知事・郡長などの指揮のもと治水事業が行われた。

### 2-1. 左岸 下青鳥一下押垂間堤防（開放箇所閉鎖）の例



①明治12年 下青鳥・上野本・下野本・今泉・長楽の5村が組合を作り堤防普請を行おうとした。これは上野本村が異議を申し立てたが、他村は郡長に「御説諭」をしてほしいと懇願。結果、盛土用の土取場などの不都合を解決し明治13年春より 工事開始する示談書作成（堤防強化）。

②明治18年 開放箇所の閉鎖決定。これに対し南岸の高坂・正代・西本宿・早俣の村々から県令に対し「南岸に被害を及ぼすので 南岸堤防の強化」などを願い出る。(注)

③開放堤防の閉鎖完了（明治24年）

④野本住人 堤防普請の絵馬を上野本八幡神社に奉納。(市指定文化財)

(注)水害対策が県の方針で、対岸村々も江戸時代のように反対しきれなかったのであろう。

土のうを運びもつこを担ぐ



## 2-2. 葛袋川北地区新堤（高畑一寺前間）の例

①明治25年県庁に請願して開放部190間の新堤作成許可。

②ただし ここには下青鳥・上野本の上用水の取入口であったため川北地区住民から「用水の為に通過用の坎樋を設置する」などを約束した「高畑樋管契約証」を両村に提出。

③新堤完成



【参考】写真は葛袋川北地区萬蔵寺裏の上用水

右の萬蔵寺側は文化10年（1813）製の堤防（川北集落の囲い堤。2尺くらいの低い物だった。）があったが、今は無い。新堤を作る際に多くの土が必要とされ削られた物であろう。左の墓地側も文政10年（1827）製の石橋村堤防があったが

同様に削られたものと思われる。

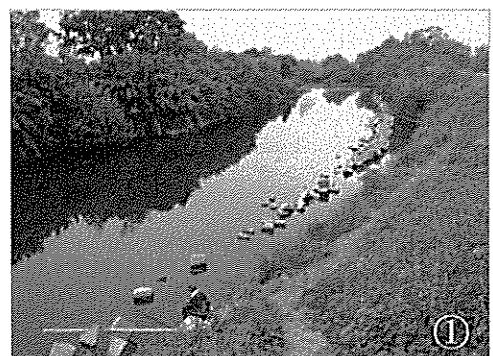
## 2-3. 右岸は閉鎖せず

上記2例をもって左岸は堤防がつながったが、右岸は明治以後も神戸耕地・悪戸耕地の下流部は開放のまま残された。

## 3. 戦後

堤防のかさ上げが積極的に行われると共に河川の蛇行部の流路変更（直線化）が行われ、流れを停滞させずに下流に流すことになった。これは国・県の治水方針であり、下流部の氾濫対策もなされ合意形成がなされているため可能になったものである。

市内都幾川で河川蛇行部の流路変更が行われたのは①高坂鉄橋上②同下③悪戸の北側であり、旧川は①三日月状に残り釣り堀として利用②リバーサイドパーク③干上がってそのままとして残っている。



堤防強化・流路の変更の対策が行われても大水の被害（水稻冠水が多い、住宅の周囲出水も。場合により都幾川水位上昇により一部地区に避難警報など）があり、「都幾川・市野川水系改修期成同盟会」（東松山市を中心にした沿川8つの自治体で構成）が国土交通省（荒川上流河川事務所など）に改善要望を行っている。



## 第5章 利水

都幾川は様々な用途に使われた。農業用水はもとより、筏流し・水車などにも使われた。

### 1. 筏

上流で伐採された木材は一本ずつ川に流され月田橋付近(嵐山館南から鞍掛堰間)で止められ筏に組まれ都幾川を下った。そのために用水堰には「筏口」と言われる流路が開けられていた。各用水堰では「通行料」を取った。

筏が堰に衝突して堰が破損するトラブルも有ったとのことである。明治年代まで行われた様子である。

### 2. 水車

中井堰から水を引き水車を回し米つきなどを行ったのが代表的なものである。大正10年頃まで稼働した。水路は高坂用水の採り入れ口としても使われ、現在はもっぱら高坂用水路となっている。また、矢来用水の水を使った水車も同様に電力が使われるまで稼働した。

### 3. 用水

都幾川の恩恵の最大の物は農業用水としての利用であった。

#### 3-1. いつ用水路が開削されたか

その開始年代は明確ではないが、条里制は大規模の用水が必要であり、奈良時代・平安時代まで遡ると考える見方もできる。

東松山市史および川島町史では享徳2年(1453年)の川島町内の用水の争いの記録を挙げており(下記注参照)、東松山市でも遅くとも室町時代に用水路が確保されていたものと思われる。

しかしながら、当初は今のような長距離のものではなく、河川(都幾川)の流路の変動もあったとも思われ、今の用水路が大略定まってきたのは江戸時代くらいからであろう。

(注)戸守郷用水争論:用水下流の尾美野郷が上流の戸守郷(ともに現川島町内)に対し分水量を多くすべく堰のくい打ちを少なくせよと要求した物。戸守郷用水とは現在の長楽用水であり、早俣地区東北に堰を設け取水しているが、野本地区の矢来用水の末端からも取水している。

#### 3-2. 江戸時代の用水と水利権の争い

用水は江戸時代も既にほぼ次項(唐子村史記載)のように成っていたと考えられるが、各利用者の間では絶えず争いが有った。

代表的な三つのパターンを次に示す。

水利争い(「東松山市稿」による、一部改作)

##### 1. 川島地区より上流を訴える

寛政十年(1798)長楽村用水組合二十三ヶ村(今の川島村内)が、野本・

下青鳥・高坂・西本宿・正代・早俣の六村を訴える【上流の堰は洩れ水があるようにせよ】

## 2. 対岸地区を訴える

寛政十年（1798）野本・下青鳥・上押垂・下押垂各村と高坂側各村の争い奉行所裁定。【上流の水車用堰を用水の取り入れ口として使うことになった高坂側は堰を補修するとき野本側の了解を得ること。】

## 3. 同じ用水の下流側が上を訴える

嘉永七年（1856）葛袋村が神戸用水上流の神戸を訴える。近隣の村役人立ち会いにて葛袋村の言い分を認める。【水不足の時は双方の村役人が見回り、水不足が甚だしい所（下流）へは特別に配水する。】

特に上梓内2項の野本（上用水）・高坂間の争いは、最初下流に堰があった高坂用水側が上流にあった水車用の水の引き入れ口から引水したことから争いが起こり（1798）、たびたび訴えが繰り返され（水車堰撤廃の野本側訴えなど）、昭和4年高坂村長より県知事宛に「用水堰設置請書」を出して野本側に配慮する約束をしている。

### 3-3. 近世の用水

唐子村史に簡潔な記述がある。

唐子村史（第二章第三節水利）

本村ハ都幾川流域ニシテ且数多ノ溜池アルヲ以テ灌漑ニ便ナリ

一、神戸用水ハ大字神戸字鞍掛下ヨリ南ニ都幾川水ヲ分支シ神戸・葛袋ノ水田ニ灌ギ高坂村用水と合ス

二、高坂用水ハ大字葛袋ニ於テ都幾川ノミズヲ分チ大字葛袋字山ノ値ヲ経テ高坂村ニ灌グ

三、上野本用水ハ大字葛袋ヨリ都幾川ノ水ヲ分チ大字葛袋字川北ヲ灌キ野本村大字下青鳥ニ灌グ

四、下野本用水ハ大字葛袋河北ヨリ東ニ都幾川ノミズヲ分チ野本村大字下青鳥ニ灌グ

（注）上野本用水＝上用水、下野本用水＝矢来用水

### 3-4. 用水路の概要

取水堰、水門、坎樋、用水路、分水堰、排水路、配水用樋管などから成る

#### （1）取水堰

「斜め堰」と言われる流路に斜めに設置された堰が多い。昔は杭を打ち板を並べて石を置いた漏水形の堰を原則とし、中央部



に筏口と言われる流水部を設置していた。渇水期でも下流の取水のため水を全部止めてしまわない工夫でもあった。

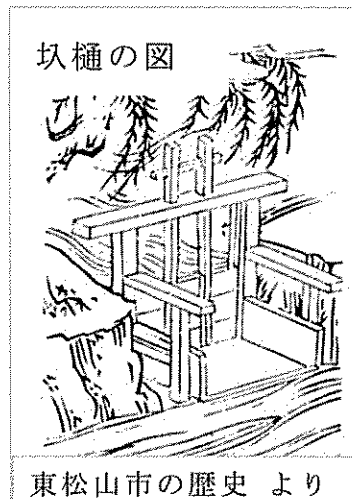
現在では杭を打ち、蛇籠（じゃかご、竹または鉄の網に石を詰めた物）を置いた物になっている。上用水堰のようにコンクリートを用い、下流部のために漏水口を設けた物もある。

### （２） 堰樋、水門、樋管

堰から用水の引き込み口には堰樋（いりひ）が設けられていた。堤防ができてからはトンネル式になった。水門が付属しており、堤内への取水量を調節する重要な機能を果たしていた。古くは木造だったが木製の物は 10 年くらいが耐用限度だった（東松山市の歴史）ので普請がたびたび行われた。

明治後期になると煉瓦が普及し始め、特に近くの深谷が煉瓦の産地であったことから入手しやすくなり、堰樋も煉瓦製に変わってくる（煉瓦樋管）。

都幾川沿いには多くの煉瓦樋管がある。



### （３） 用水路、分水堰

主水路を作ると共に、地域ごとに分水路を設け 更に細分化した水路を設ける。細分化した水路から各水田に給水。途中に分水堰を設け、流量を調節。

水路は複雑に造られていたが、戦後 耕地整理が進み 整然とした縦横の水路になった。

### （４） 排水路、排水樋管

水田で使われた水は排水路に流される。下流で再利用される場合もあるが、使われない物は悪水と呼ばれる。

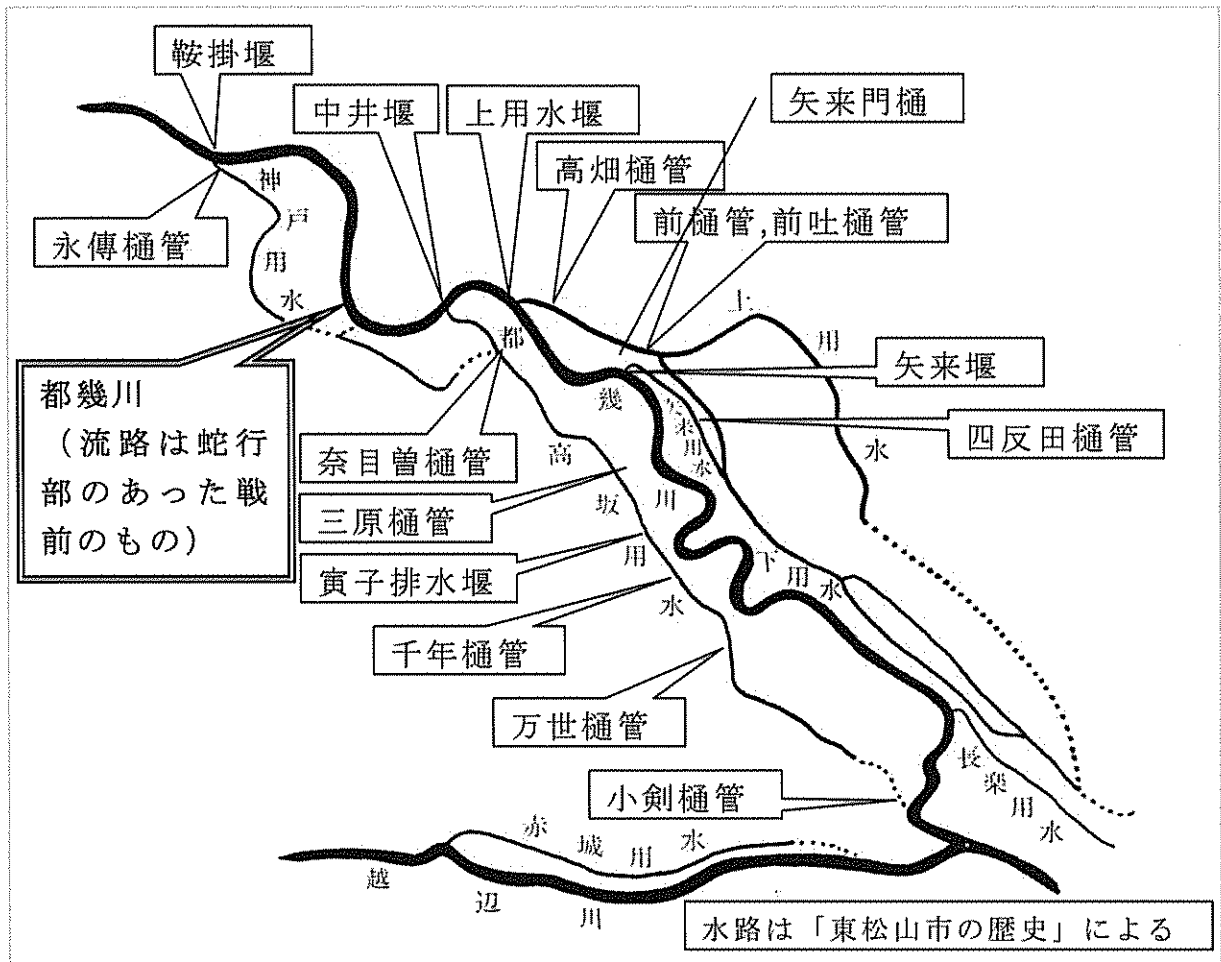
神戸用水では堤防開放部で都幾川に戻され、矢来用水は川島町に注ぎ、上用水では新江川に落とされるのと矢来用水に混じって川島町に注ぐ。

高坂用水は西本宿（悪戸含む）で使われ一部は三原樋管から都幾川に戻されるが、大部分は高坂・早俣・正代耕地で使われ小剣樋管を経て都幾川に戻される。

## 3-5. 用水詳細（現在の物に直して記載）

用水路	取水堰	堰樋(樋管)	灌漑地区	排水	構造物
神戸用水	鞍掛堰	永傳樋管	神戸、下唐子、葛袋	(都幾川へ)	
上用水	上用水堰	高畑樋管	上野本、下野本等	(新江川、矢来用水へ)、 矢来門樋	前樋管、前吐樋管など

矢来用水	矢来堰	四反田樋管	下青鳥、 上・下押垂 等	(川島地区 へ:長楽用水 に合流)	
高坂用水	中井堰	奈目曾樋管、 千年樋管、万 世樋管	悪戸、西本 宿、高坂、 早俣、正代	三原樋管、小 剣樋管(都幾 川へ)	寅子排水 など



### 3-6. 構造物代表例

#### (1) 取水堰 (上用水堰)

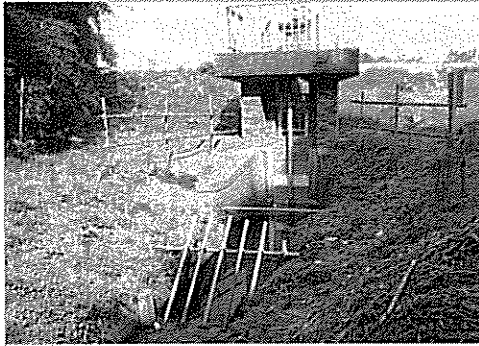


左：堰堤横より 右：下流側より、右の方の水路は上用水取り入れ  
堰は流れに対し直角ではなく 少し斜めにしてある「斜め堰」方式である。  
洪水時の破壊を防ぐための 昔の知恵であろう。

鞍掛堰、矢来堰も同様の構造である。(中井堰だけは今は斜めでは無い)

## (2) 堰樋(樋管)

### ① 高畑樋管



左：川表（都幾川側） 右：川裏（用水側）

川表に水門を持つ。水門は巻き上げ式

詳細は次の通り

#### 高畑樋管

所在地：東松山市葛袋（くずぶくろ）、都幾川の左岸堤防 建設：1903年

	長さ	高さ	天端幅	翼壁長	袖壁長	通水断面	ゲート
川表	11.7m	2.8m	2.1m	2.2m	0.7m	箱 0.8m	鋼スルース
川裏				2.8m	0.9m		*

高畑樋管は、都幾川の左岸最上流に設けられた煉瓦樋管であり、東松山市下青鳥、上野本地区の農業用水の元兎（取水口）である。都幾川には高畑樋管から 200m 上流に上用水堰（斜め堰）が設けられていて、農業用水は都幾川の河川敷内を堤外水路で高畑樋管まで運ばれてくる。

当初、高畑樋管の設置地点には堤防は設けられていなかったが、明治 25 年(1890)に初めて築堤（長さ 190 間：342m）がおこなわれ、この時に新堤防に木造の樋管（高畑樋管の前身）が伏せ込まれている。

明治 23 年には埼玉県全域で大規模な洪水が発生しているので、築堤と樋管建設は、その復旧工事として実施されたのであろう。

高畑樋管は明治 36 年（1903）製の煉瓦樋門である。腐朽の進んだ木造樋管（明治 25 年に伏替）を煉瓦造りへと改良したもので、上用水堰普通水利組合が県税の補助と埼玉県の技術指導を得て、唐子村大字葛袋に建設

した。 工事は地元の請負方式でおこなわれ、明治 36 年 1 月 17 日に起工し、同年 4 月 10 日に竣功している。

高畑樋管の使用煉瓦数は約 20,000 個、セメントは愛知セメントの製品が使われた。

唐子村大字葛袋には、高畑樋管と同時に奈目曾樋管も建設されている。奈目曾樋管は都幾川を挟んで、高畑樋管の対岸（南岸）に位置する。

両樋管の規模は同じであり（長さ 6 間半：11.7m、通水断面は箱型で、幅 2 尺 8 寸：0.84m、高さ 2 尺 4 寸 2 分：0.73m）、全体のデザインもまったく同じである。

基礎の工法は当時一般的だった土台木である。これは地盤へ基礎杭として松丸太を打ち込んでから、杭頭の周囲に木材で枠を組み、中に砂利や栗石を敷詰めた後に突き固めて、その上に捨コンクリートを打設した方式である。

設計では煉瓦の必要数は約 22,100 個（選焼過一等：4,700 個、焼過一等：17,400 個）となっていたが、実際に工事に使われた煉瓦はそれよりも 1 割少ない約 20,000 個（上敷免焼過一等：3,200 個、小谷煉瓦：16,800 個）であり、しかも煉瓦の品質は 1 ランク落ちるものであった。

なお、上敷免とは日本煉瓦製造（現．深谷市）、小谷煉瓦とは小谷煉瓦工場（現．吹上町）の製品である。

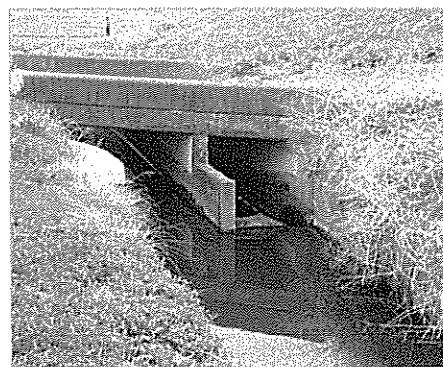
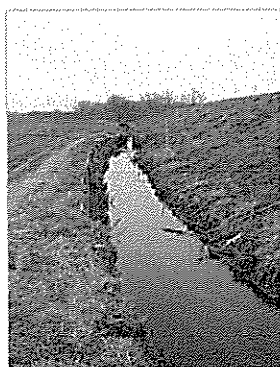
## ②永傳樋管



明治 34 年(1901)に煉瓦製に改められた。

後述する 3-7(1)①に示す古文書「差上申一札之事」に示された「上神戸村の塚樋」の後継機能を果たしている。

## (3)水路、分水堰



水路は素掘りのところが多いがコンクリートで作られた部分もある。

右は水路が分岐するところ。堰板で左右の流れ量を調節できる。

#### (4) 排水堰

田んぼで使われた水は排水路（悪水と言われる）を通して、大川（都幾川、市野川）に流される、または他で利用（長楽用水に流れ込み）。末端に堤防のある高坂用水では排水堰に運ばれ都幾川に戻される。

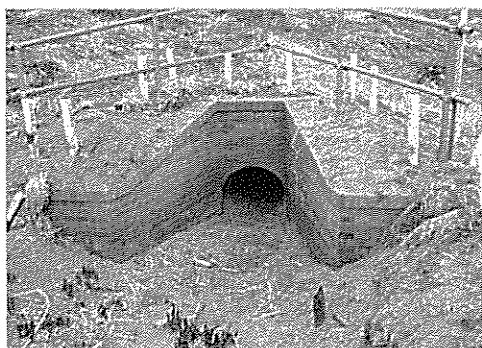
上用水：新江川を通じ市野川へ、一部矢来用水地区へ

矢来用水：川島地区へ（長楽用水に合流）

神戸用水：都幾川へ 場合により一部高坂用水へ

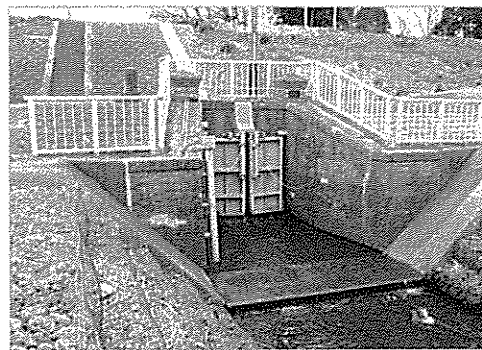
高坂用水：三原樋管（都幾川へ）、小剣樋管（都幾川へ）

#### ①三原樋管



悪戸耕地の上の方で使われた水が排水される。明治35年製。ここは円筒状のトンネルになって堤防に対し斜めに設置されている。川側からの逆流がしにくいようである。更に川側にゲートが設けられている。

#### ②小剣樋管



高坂用水の末端。大正3年製。最後に煉瓦化された樋管である。

写真は川側から。川側には鉄製の扉が設けられている。川が増水したとき逆流しないよう扉が閉じられる。開閉はワイヤがつけられモーターで巻き上げられる。昭和年代までは木の扉がつけられており川側が増水すると水圧で自然に閉まるようになっていた。

### 3-7. 用水の維持管理

#### (1) 争いながらも共同管理

用水は当然ながら受益者共同で維持管理されてきたと言って良い。

各村々は徳川時代以来、さまざまな用水組合を作り、堰・坎樋・水路の設置と維持、そのための費用の負担、用水利用の取り決めなどを行ってきた。

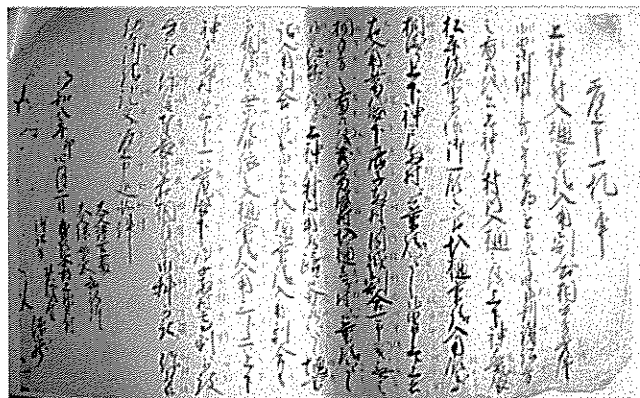
（「東松山市の歴史」より）

しかしながら、平穩にばかりとは言い切れず しばしば争いを起こしたがその都度 裁き・調停が行われ受益者にほぼ均等の負担で管理された。

#### ①上神戸村の坎樋（今の永傳樋管のあたり）普請の費用負担について

明和8年(1771)に上神戸村が下神戸村・下唐子村・葛袋村を訴え、結果として上・下神戸村で2/3を、残りの1/3を下唐子村・葛袋村が受益比率で負担する事になったのを評定所に「差上申一札之事」として提出している。

以後 費用負担が公平に行われたことが伺える。



差上申一札之事(部分)

## ②小剣悪水吐樋（今の小剣樋管）普請の人足出し・費用負担

弘化3年(1846)小剣吐樋（高坂用水の排水樋、今の小剣樋管）のある正代村が高坂用水を使う上流の元宿村（今の西本宿）に普請の際の人足・費用について応分の負担をせよと要求し高坂村・葛袋村の名主の調停により合意し「取り替し為す議定一札之事」としてまとめている。

以後 小剣吐樋の修繕の際は元宿村も人夫を出し 用水利用の村々が共同して工事が行われたと思われる。

## (2)水利組合、土地改良区（耕地の長方形整然化、用水・道路の確保）

明治になると用水組合は法制上公認され、県令・郡長の指導により組織化が図られた。矢来用水では矢来堰用水路水利土功会が明治18年組織化された。上用水についても同じ頃 水利土功会ができた。明治23年には水利組合条例が公布され組合費（施設維持費）が町村税と同じように町村収入役により行われるようになり 矢来、上用水水利組合が作られた。高坂用水については明治43年に 新たな水利組合法（明治41年）に基づいて ようやく水利組合が創立された。それらの団体を通じて用水の維持管理・お互いの調整を行ってきた。

戦後になると、国・県の指導の元 農地の区画整理が推進された。耕地毎に土地改良区と称する組合が作られ 全ての田んぼが道路・水路に面した長方形化の工事が

進行的に。それにとともない 水路の改善も図られ、水利組合も土地改良区に

統合され、現在は各土地改良区により水利の管理が行われている。

用水	現在の管理団体	灌漑面積
神戸用水	唐子南部土地改良区	9.5 ha
上用水	上用水堰土地改良区	9.8 ha
矢来用水	矢来用水堰土地改良区	18.5 ha
高坂用水	高坂土地改良区	8.7 ha



## 第6章 流域の水神信仰

都幾川は上流が短く、干ばつの影響を受けることが多かった。反面、ひとたび大雨が降ると洪水を引き起こした。

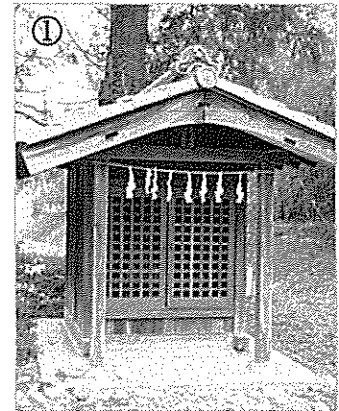
昔の人々は神頼みすることが多く、流域には多くの水の神様が祀られている。その代表的な物について述べる。

### 1. 九頭龍神

信州戸隠を本社とする九頭龍神（九頭龍大権現、明治以後は九頭龍大神）の信仰で降雨および止雨の神様であるが、このあたりでは水難（堤防決壊など）を受けた地域に存在し「川が荒れないよう」止め雨を主として願ったと思われるものがほとんどである。

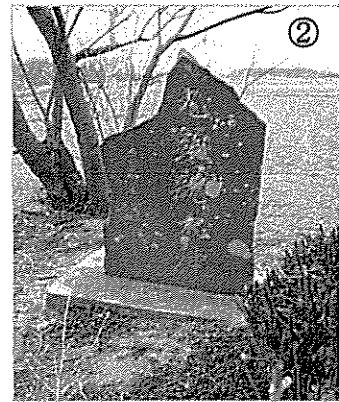
#### ①葛袋川北地区 九頭龍大神祠

上用水取水口付近にある。4尺\*5尺の小さい祠で中に「九頭龍大神」の社号額がある。鬼瓦に蛇が浮き彫りされている。文政年間の古地図にも記載がある。川北地区は水害にしばしば見舞われたので、古くから信仰されてきたのであろう。今も7月末に祀りが行われている。



#### ②悪戸地区 九頭龍大神石碑

悪戸地区は昔は耕地の中に屋敷があったので、たびたび浸水した。水難の少なくなることを願って明治2年に石碑を建立した。



なお、同地区（三原樋管の上）の堤防中段に九頭龍大神と言われる小祠がある。堤防決壊の跡かもしれない。

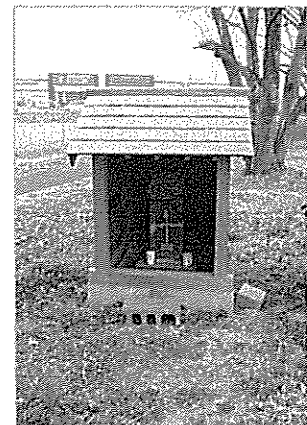
#### ③下青鳥・上押垂堤防上 九頭龍大神石碑

明治43年の大雨の際堤防が決壊してオッポリと呼ばれる池（現釣り堀）ができた。同年修復された堤防上に両村で石碑を建立し、再び水難に遭わないよう祈った。



#### ④早俣 九頭龍大権現石碑

文政元年建立と伝わる。昔は堤防上にあったと言われる。早俣地区はたびたび堤防決壊・水難に遭った。やはり決壊跡にあったと思われる。今は新東松山橋下流の右岸堤防下にある小祠に納められている。



## 2. 大山阿夫利神社（石尊大権現）

神奈川（相模）の大山阿夫利神社は雨乞いの神様として各地に大山講が組織された。市内でも多くの講があったとされる。

講では大山本社の例祭（7月25日頃）に合わせて灯籠を設置し点灯した。

場所は街道に面して立てられた。毎夜点灯し2週間ほど続けられた。灯籠は最初は木造であったが、講が盛んになると石造のものが設置された。石造は市内には江戸時代（6基）から戦後（2基）のもので合計 11基あるが、すべて都幾川流域である。

流域では後本宿・早俣・下青鳥（下郷）地区などには講の言い伝えが残っているが、毎年代参を行っているところは西二のみである（後本宿では3年に一度本社参りを行っている）。ただし講組織は休眠状態になったとはいえ今も灯籠に点灯を行っている地区が半数もある。

灯籠は単独（1基）で角型を例とするが 昭和末年の2基は春日型灯籠である。前項で述べた九頭龍神の有るところには必ずある。それらの地区では降雨を大山に願い・都幾川が荒れないのを九頭龍神に願ったことが顕著である。石造11基は次の通り。

### ①上唐子 不動の滝 左側の山中「本山石尊大権現」刻銘

慶応元年建立。不動の滝の付近にあり、湧水の盛んなることをも願ったものであろう。

### ②下唐子 唐子神社石段下 「阿夫利神社御神燈」刻銘

昭和4年建立。

### ③葛袋大平地区「雨降山」刻銘

安政2年。

### ④葛袋山根地区「雨降山」刻銘

弘化4年建立。頂部には宝珠を載せるのが約束事であるが、ここの物は天狗像を載せている独特のものである。石尊大権現の摂社を大天狗・小天狗と通称するのに因む物であろう。7月24日頃より約1箇月夕方点灯される。写真右で火袋に半紙が貼り付けてあるのが分かるが、ろうそくの火が消えないように風よけにしたものである。



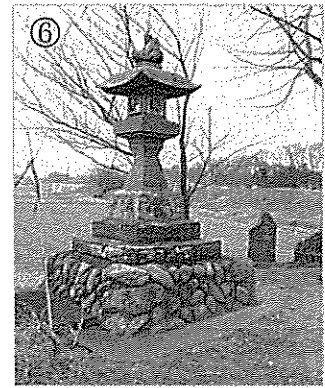
### ⑤葛袋川北地区 「献燈」刻銘、旧ちちぶ道（児玉道）沿いにある。

明治32年建立。台座に「講中」と有るだけだが、「石尊様」と呼ばれているとのことで大山講のものとなる。7月25日頃から各戸持ち回りで点灯される。

### ⑥悪戸地区「雨降山」刻銘

耕地の中の旧ちちぶ道（児玉道）沿いにある。安政6年建立。台座に明治

41年修善とあるので、下の石組み（丸石組）はその時のものである。葛袋山根地区のものと同様 頂部に天狗像を載せている（天狗像を載せているのは比企・坂戸地域でもこの2つだけである）。6月末ー7月初の日曜日に「水神講」を行い点灯開始。各戸持ち回りで毎夜点灯され約2箇月間続けられる。



⑦後本宿 「雨降山」刻銘

移動が行われ現在は後本宿公会堂に設置されている。安政6年製。

7月25日頃より約1箇月間点灯される。

⑧西二 公会堂斜前県道沿い、春日型灯籠

昭和63年製。木製だったのが燃えてしまったので石造に代えたとのことである。点灯が行われる。

⑨下青鳥（下郷）天神社鳥居脇、春日型灯籠

昭和57年製。点灯が行われる。

⑩早俣 「石尊宮」刻銘

高野橋の近く下流側。天保10年製。市内最古の石造大山灯籠。

7月25日頃より約1箇月間点灯される。ここは夜だけでなく朝も点灯されるのが特徴である。朝夕点灯されるのはここだけである。

⑪石橋 阿夫利神社御神燈

大正11年製。点灯が行われる。

### 3. 氷川神社

素戔鳴尊を祀るとされているが、もともとは荒川を祀ったものと言われ（川越氷川神社伝承他）、水が確保されるよう、また 氾濫して害を為さないよう祈ったものであろう。ほとんどが荒川およびその支流の地域にあるのが特徴である。

都幾川流域にも上唐子、下青鳥、押垂などにある。

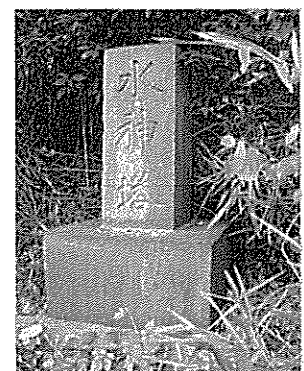
### 4. 水神塔など

①水神塔

都幾川は木材の運搬にも使われた。上流で伐採された木が単独で流され、菅谷館前・月田橋・鞍掛橋あたりの広い所で筏に組まれ下流東京千住まで流され深川の木場へと運ばれた。

上唐子には、筏運送に係わる人が多く文政年間ころ「水神」を祀った塔を建てた。

月田橋北詰にあり、東松山市指定文化財。横に「上唐



子村」・「筏連中」とある。

台座には唐子村を中心に 17ヶ村 48 名の名前が刻まれている。

## ②弁天

水の神様であり、各地に祀られている。

## 第 7 章 あとがき

都幾川は昔から 地域の生活に深く関わってきた。過去には水害で大きな被害をもたらしたこともあったが、耕地の水利には大きな貢献をしてきた。

私たちは都幾川をはじめ 耕地・堤防・取水堰・レンガ樋管・水路などを、見学し川の影響の大きさを改めて感じた。また沿川の石碑等を見学し昔の人々の水を乞う気持ちの大なることをも知った。

今後は更に水利に加え、「川の再生プロジェクト」(都幾川は県・東松山市・ときがわ町で連携して進められる)などで計画されているように川の公園化・環境改善にも期待致したい。

おわりに：つぎの書籍等を参考にさせていただきました。また次の方々にお世話になりました。

### 参考図書

東松山市の歴史

東松山市史 資料編

都幾川・越辺川流域の民俗 (東松山市史編纂室)

石佛 (東松山市石造物記念物調査報告)

東松山市稿 (鶴岡宏正著)

唐子村史

野本村史

昭和 22 年 9 月埼玉県水害誌 (埼玉県、1950 年)

小説「天の園」

インターネット「埼玉県の煉瓦水門」

ふるさと唐子 (あかね会出版編集委員会)

その他 (略)

協力頂いた方々

東松山市 文化学習課、広報広聴課、河川下水道課、農政課、  
危機管理課

土地改良区事務所

埼玉県 東松山県土整備事務所

国土交通省 荒川上流河川事務所

鶴岡宏正氏、小高正尚氏